

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第113号	
事故等名	衝突（漁具）	
発生日時	平成22年5月28日 19時30分ごろ	
発生場所	香川県丸亀市高見島西方沖 ^{ふたおもてしま} 二面島 灯台から真方位027° 2,100m付近 (概位 北緯34° 19.1′ 東経133° 37.9′)	
事故等調査の経過	平成22年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{しんこう} 第三神光丸、444トン 131413、伸興工業株式会社 B 漁船 ^{きしゅう} 貴翔丸、7.3トン KA2-1654（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 ^{しょうえい} 正栄丸、6.2トン KA2-1682（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A：なし B：船体なし、漁網が切断 C：船体なし、漁網が切断	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、日没後の薄明時、高見島西方沖の備讃瀬戸北航路を西進中、B船及びC船は、漂泊状態でさわら流し網漁の操業中、平成22年5月28日19時30分ごろ、A船が、B船及びC船が操業中の流し網の上を通過し、同流し網と衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好、日没時刻 19時08分 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 西南西流約2.2ノット	
その他の事項	B船及びC船のさわら流し網は、いずれも長さが約800mで、南東から北西方向に入れられ、網の両端に標識灯（北端に赤灯、南端に緑灯）が付けられていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、高見島西方沖の備讃瀬戸北航路を西進中、船長Aがさわら流し網の漁法を知らなかったため、B船及びC船が操業中の流し網の上を航行し、同流し網と衝突したものと考えられる。 船長Bは、標識灯の間を航行しようとするA船

	<p>に対し、拡声器により避航するように呼びかけたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船からの呼びかけが聞こえなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没後の薄明時、高見島西方沖の備讃瀬戸北航路において、A船が西進中、B船及びC船が漂流して流し網の操業中、船長Aが、さら流し網の漁法を知らなかったため、流し網の上を航行し、同流し網と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>